

社会福祉法人時津会 役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 時津会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）並びに入所検討委員会委員、第三者委員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。
- (3) 役員及び評議員等が複数の役職を兼務している場合において、同一日に開催される会議に重複して参加した場合、報酬は重複して支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、法人給与規定第16条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条当 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、第3条に定める役員等報酬の支給はしないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定

める時期とする。

- (1) 報酬は、法人給与規程の支給日に準じて支給する。
- (2) 賞与については、法人給与規程期末・勤勉手当の支給日に準じて支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

改正規程は、平成31年4月1日より施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬月額
理事長	月額 800,000円

別表第2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1か月分
12月の賞与	報酬月額×2か月分

別表第3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	15,473円

(2) 理事

	日額
理事会への出席	15,473円

(3) 監事

	日額
理事会、評議員会への出席	15,473円
法人業務執行状況及び会計監査等への出席	15,473円
法人及び施設、事業所の指導監査への立会	10,315円

(4) その他の委員

委員名	委員会	日額
入所検討委員会委員	入所検討委員会出席	5,568円
第三者委員	苦情対応第三者委員会出席	15,473円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会出席	15,473円